

## 6次産業化整備支援事業実施要領

制定 平成25年6月3日25食産第594号  
農林水産省食料産業局長通知

### 第1 目的

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の6次産業化整備支援事業の項に掲げる事業の実施については、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月20日付け23食産第4051号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 本事業の趣旨

活力ある農山漁村の再生のためには、農林漁業を成長産業に持っていくことが必要であり、特に農林漁業者が2次産業、3次産業に進出する6次産業化の取組や、多様な事業者と連携し、農林水産業の高付加価値化を図る農商工等連携を推進することが重要な課題となっている。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）等の認定者は着実に増加しているところだが、農山漁村地域の景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、6次産業化等の一層の推進により地域資源のもつ優れた価値を消費者までつなぐバリューチェーンを構築し、農山漁村を再生して行くことが不可欠である。

このため、地域資源を活用した6次産業化、農商工等連携、地産地消等の農林水産業の高付加価値化を図るために必要な加工・販売のための施設整備等を支援して攻めの農林水産業を展開し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。

### 第3 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成26年3月31日までとする。

### 第4 事業実施主体

実施要綱別表1の事業実施主体欄の17の食料産業局長が別に定める者は、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。

#### 1 農林漁業者団体

農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）及びこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用していること又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設

定されていることが必要である。

## 2 農林漁業者団体等と連携する中小企業者

農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及び代表者が大企業又はみなし大企業\*）である場合を除く。）であって、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。以下同じ。）と連携する者。

\*）みなし大企業とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

## 第5 事業の内容

次のいずれかの取組を行う場合に必要な施設の整備を行う。

### 1 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組

農林漁業者団体が、六次産業化・地産地消法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って実施する六次産業化・地産地消法第3条第4項に定める総合化事業に係る取組

### 2 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組

農林漁業者団体又は中小企業者が、農商工等連携促進法第4条又は第5条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施する農商工等連携促進法第2条第4項に定める農商工等連携事業に係る取組

### 3 多様な事業者がネットワークを形成して行う6次産業化の取組

- ① 農林漁業者団体が複数の事業者と連携して行う第5の1の総合化事業に係る取組
- ② 農林漁業者団体又は中小企業者が複数の事業者と連携して行う第5の2の農商工等連携事業に係る取組

## 第6 補助対象施設の範囲

補助対象となる施設は、次に掲げるものとする。

ただし、

- ① 第5の1及び3の①の取組は、1及びこれと併せて行う2
- ② 第5の2及び3の②の取組は、
  - i 事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2
  - ii 事業実施主体が中小企業者である場合は3

を補助対象とする。

### 1 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設

#### (1) 農林水産物等集出荷のために必要な施設

農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物

#### (2) 農林水産物等処理加工のために必要な施設

処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械、建物

#### (3) 農林水産物の高付加価値化及び地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設・地域食材提供施設

#### (4) 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設

- (5) 収穫後用病虫害防除のために必要な施設  
農林水産物の病虫害防除に関する機械、建物
- (6) 未利用資源活用のために必要な施設  
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物（売電を目的とする取組を除く。）
- (7) (1)～(6)の附帯施設

## 2 農林水産物等の生産のために必要な施設等

- (1) 簡易土地基盤整備  
障害物除去、深耕、整地、客土、暗きょ排水、かんがい排水、農道整備、有機物投入等
- (2) 農業用水のために必要な施設  
水源・貯水機械、建物
- (3) 営農飲雑用水のために必要な施設  
家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがい用施設を除く。）、農作物の洗浄のための機械、建物
- (4) 高生産性農業用のために必要な施設  
農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の記に基づき補助の対象となる農業用機械・施設
- (5) 乾燥調製貯蔵のために必要な施設  
乾燥機、刳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵機械、建物
- (6) 育苗のために必要な施設  
水稻、野菜等の育苗機械、建物
- (7) 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設  
養殖用生産機械、放流用の種苗の生産機械、建物
- (8) 高品質堆肥製造のために必要な施設  
堆肥製造用・堆肥保管用機械、建物
- (9) 新技術活用種苗等供給のために必要な施設  
新技術を活用した育苗・増殖・培養機械、建物
- (10) 特用林産物生産のために必要な施設  
きのこ類等特用林産物の生産に必要な機械、建物
- (11) 農林水産物運搬のために必要な施設  
農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械、建物
- (12) 未利用資源活用のために必要な施設  
農林水産物の副産物、農林水産業廃棄物及び太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な機械、建物（売電を目的とする取組を除く。）
- (13) 特認施設  
実施要綱第5の1に掲げる事業承認者（以下「事業承認者」という。）が特に必要と認める機械・施設
- (14) (1)～(13)の附帯施設

## 3 食品等の加工・販売のために必要な施設

- (1) 中小企業者が行う食品等の加工・販売のために整備する施設  
農林漁業者団体等と中小企業者との間の、新商品の原材料となる連携農林水産物（商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している農林水産物をいう。以下同じ。）を有効に活用した食品等の加工・販売に必要な、当該新商品の製造過程に対応した機械・施設（販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る。）。)

(2) (1) の附帯施設（当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る。）

## 第7 成果目標

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める成果目標の内容及び基準については次に掲げるとおりとし、第8の目標年度までにこれを達成するものとする。

- 1 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組  
農林漁業者団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標
- 2 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組  
農林漁業者団体等及び中小企業者が認定農商工等連携事業計画で定めた農商工等連携事業の目標
- 3 多様な事業者がネットワークを形成して行う6次産業化の取組
  - ① 農林漁業者団体が複数の事業者と連携して行う第5の1の総合化事業に係る取組  
第7の1と同じ
  - ② 農林漁業者団体又は中小企業者が複数の事業者と連携して行う第5の2の農商工等連携事業に係る取組  
第7の2と同じ

## 第8 目標年度

認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画で定めた総合化事業又は農商工等連携事業の実施期間の最終年度

## 第9 採択基準等

実施要綱第4の1の食料産業局長が別に定める採択基準は次のとおりとし、事業承認者は、次の要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 採択基準
  - (1) 共通基準
    - ① 事業規模（総事業費）が1億円以上である事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が5年以上の経営経験を有していること。
    - ② 整備を予定している機械・施設が、成果目標の達成に向け、適切であること。
    - ③ 機械・施設的能力及び規模が適正であること。
    - ④ 利用計画に基づく機械・施設の適正な利用が確実であると認められること。
    - ⑤ 組織の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
    - ⑥ 整備を予定している機械・施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。
    - ⑦ 6次産業化整備支援事業における費用対効果分析の実施について（平成25年5月16日付け25食産第595号食料産業局長通知）に定める費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
    - ⑧ 目標年度において、事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。
    - ⑨ 事業実施主体の直近3か年の経営状況について、原則として、3期連続して経常損失を計上していないこと、かつ、直近の決算において債務超過（貸借対照表上負債が資産を上回った状態）でないこと。
    - ⑩ 事業実施主体において事業実施主体負担分の資金計画が明らかになっていること。
  - (2) 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組の基準  
本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体が、おおむね50%以上（取扱量又は取

扱金額)生産を行っている又は生産を計画していること。(事業実施主体の構成員等が生産する場合も含む。)

(3) 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組の基準

中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度まで新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上(仕入量又は仕入金額)を連携する農林漁業者団体等から調達すること。農林漁業者団体が事業実施主体となる場合は、目標年度まで新商品の原材料となる連携農林水産物について、50%以上(取扱量又は取扱金額)を連携する中小企業者に供給すること。

(4) 多様な事業者がネットワークを形成して行う6次産業化の取組

- ① 県域を越える多様な事業者が連携(事業実施主体を含む3者以上)するネットワークを構築している又は構築する見込みであること。
- ② ネットワーク参加者が生産する農林水産物も含め、上記(2)又は(3)の要件を満たすこと。

2 事業の実施に関する事項

(1) 補助事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、当該直営施行に係る人力施工費の全額を補助の対象とすることができるが、事業実施主体が施工を行うこと等により人件費が不要となる場合には、資材費のみを補助の対象とする。

(2) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を取得し比較検討するものとする。

(3) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業については、本事業による補助の対象としない。

(4) 補助の対象とする機械・施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品新材を利用するほか、増築、改築、併設等の事業又は古品古材(中古農業機械を含む。以下同じ。)の利用による事業も補助の対象とする。

なお、既存施設の取壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。また古品古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新材と一体的な施行及び利用管理を行う上で不都合のないものであるものとする。

(6) 個人機械、施設及び目的外使用のおそれの多い施設は、補助の対象としないものとする。

(7) 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること(いわゆる更新)並びに補助の対象とする施設のうち附帯施設のみの整備は、補助の対象としないものとする。

(8) 補助の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。)は、補助の対象としない。

3 第6の2の(13)の特認機械・施設とは6次産業化のため、事業承認者が特に必要と認める機械・施設であり次に掲げるもの等とする。

(1) 複合経営促進施設

栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であり、別途、防除・土づくり・資材

保管等に関する計画が整理されているもの

(2) 高生産性農業用機械施設に含まれない機械

(1) のほか、これまで「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）に規定する機械に含まれたことのないもので、新品種、新技術等に対応したもの

第10 事業実施計画

1 事業実施計画の承認手続

事業実施主体となり得る候補者となった団体は、別紙様式第1号により申請書を作成し、事業承認者に別紙様式第2号及び費用対効果分析通知の別紙様式とともに申請し、承認を受けるものとする。

2 事業の着工

(1) 事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合には、事業承認者に事前に届け出ることにより、交付決定前に着工することができるものとする。

(2) 事業の施工は、原則として事業実施計画の承認のあった年度内で完了するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。事業実施計画の重要な変更又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。

- ① 成果目標の変更
- ② 事業実施主体の変更
- ③ 施工箇所及び設置場所の変更
- ④ 事業費又は補助金の30%を超える変更
- ⑤ 施設・機械の新設又は廃止

第11 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別紙様式第1号）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 自己点検

(1) 事業実施主体は、目標年度までの毎年度、自己点検報告書（別紙様式第3号-1又は第3号-2）により自己点検を行い、当該年度の翌年度の7月末日までに、事業承認者に提出するものとする。

なお、目標年度において成果目標が達成されなかったときは、次年度以降も継続して自己点検を実施するものとする。

(2) 第5の2及び第5の3の取組にあっては、事業実施主体は連携して取り組む者と協力して実施するものとする。

3 点検評価

事業承認者が行う点検評価は、次により行うものとする。

- (1) 事業承認者は、事業実施主体から自己点検報告書の提出を受けたときは、これについて、点検評価書（別紙様式第4号-1又は第4号-2。以下「点検評価書」という。）により点検評価を行い、その結果を10月末日までに事業実施主体に対して通知するものとする。また、指導すべき事項がある場合には必要に応じて改善指導を行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の通知において成果目標等の達成状況が不十分である等の指摘を受けた場合には、当該指摘に係る事項が翌年度までに改善されるよう最大限努めるものとする。
- (3) 事業承認者は、目標年度の翌々年度までに成果目標等が達成されず、かつ、改善の目処が立たないと判断したときは、適切な措置を講じるものとする。また、目標年度の翌々年度以降において、成果目標等が達成されないものの、改善が見込まれると判断したときは、事業承認者は、(1)の点検評価を通じて必要な改善指導を継続して行うものとする。  
なお、成果目標等の達成を阻害する要因が自然災害等、事業実施主体の責に帰すべきものでない場合にはこの限りでない。

## 第12 国が行う必要な措置

実施要綱第10の3の食料産業局長が別に定める必要な事項は次に掲げるものとする。

### 1 事業実施計画の承認等に当たっての留意事項

事業承認者は、次に掲げる時に申請内容等について確認するものとする。

#### (1) 事業実施計画承認申請時

次の①及び②により、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

##### ① 事業実施主体の経営状況

直近3か年の経営状況について、決算報告書等により確認する。

##### ② 事業実施の確実性等

補助金以外の事業資金が確実に調達できることについて、預金残高証明書、融資決定の見込みに関する書類等により確認する。

#### (2) 補助金交付申請時

実施設計書（設計書面、仕様書、工事明細書等）により事業費を確認する。

#### (3) 補助金概算払請求時及び事業遂行状況報告時

次の①により、事業の実施状況について出来高を把握・確認する。なお、既に支払が行われている場合には、次の②及び③により確認する。

##### ① 工事進捗状況の現地確認

請負契約書による確認のほか、工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、事業の進捗状況が当該出来高を踏まえたものとなっているかを確認する。

##### ② 施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

##### ③ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

#### (4) 事業実績報告時及び事業完了検査時

次の①により、本事業が完了していることを確認する。また、既に支払が行われている場合には、加えて②及び③により事業費が適正に支出・受領されていることも確認する。

##### ① 工事完了の確認

現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡し書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認する。

② 施工業者への事業費の支払を証する資料  
事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認する。

③ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料  
領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認する。

#### (5) 事業完了後

次の①及び②により、事業完了後目標年度まで、第11の2の自己点検の報告時に事業が適正に実施されていることを確認する。なお、(4)により確認できなかった事項については引き続き確認するものとする。

##### ① 経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認する。

##### ② 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認する。

## 2 報告又は指導

事業承認者は、地域の実態に即した本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県、市町村等との密接な連携を図り、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 3 事業の適正な執行の確保

(1) 事業承認者は、事業実施主体に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及び要綱・本要領等の適正な運用のため、必要な限度において報告又は資料の提出を求め、必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) 事業承認者は、事業実施主体に対して、本事業の実施上監督の必要があるときは、事業内容を検査し、その結果不適切な事実がある場合には是正を求めるものとする。

(3) 事業承認者は、事業実施主体に対して、本事業の効果等の検証を目的とした調査等を求めることができるものとする。

## 第13 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益排除

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

### 1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の(1)～(3)の関係にある会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する親会社、子会社、関係会社をいう。）から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

(1) 事業実施主体自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 事業実施主体の関係会社（(2)を除く。）

### 2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交

付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社（(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

#### 第14 その他

本事業の実施に当たっては、本要領に定めるもののほか、6次産業化整備支援事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて(平成25年6月3日付け25食産第596号農林水産省食料産業局長通知)及び6次産業化整備支援事業における費用対効果分析の実施について(平成25年5月16日付け25食産第595号農林水産省食料産業局長通知)によるものとする。

#### 附則

- 1 この通知は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、6次産業化推進整備事業実施要領（平成24年4月6日23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2の規定により廃止された通知に基づく事業であって、平成24年度までに実施したものについては、なお従前の例により取り扱うものとする。

（事業承認者） 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成〇〇年度6次産業化整備支援事業の承認（変更、中止、廃止の承認）の申請について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知）第5の1及び6次産業化整備支援事業実施要領（平成25年6月3日付け25食産第594号農林水産省食料産業局長通知）第10の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

- 注1 関係書類として、別添（別紙様式第2号及び費用対効果分析通知の別紙様式）を添付すること。
- 2 変更の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
  - 3 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
  - 4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成〇〇年度6次産業化整備支援事業実施計画結果の報告について」とし、実績を記載すること。

## 6 次 産 業 化 整 備 支 援 事 業 実 施 計 画

事業実施主体名			
都道府県 市町村名			
実施要領（以下、該当する箇所を○で囲むこと）			
第4 事業実施主体	1 農林漁業者団体	2 中小企業者	
第5 事業内容	1 農林漁業者団体が行う 6次産業化の取組	2 農林漁業者団体等と中小企 業者が連携して行う6次産業化 の取組	3 多様な事業者が連携して 行う6次産業化ネットワーク の
六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法に基づく事業計画			
事業計画における 事業名			

# 1 事業実施主体等の概要

## (1) 事業実施主体の概要

法律の事業計画認定状況									
法律名			事業計画名		認定状況		認定(申請)年月日		
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律			総合化事業計画		認定済	申請中	年	月	日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律			農商工等連携事業計画		認定済	申請中	年	月	日
(ふりがな)	( )								
事業実施主体の名称							代表者	役職名	
								氏名	
主たる事務所の所在地	( 〒 - )						代表者	性別	
								電話番号	- -
								FAX番号	- -
事業実施場所(住所)								E-mail	
								常時使用する従業員数	名
種類	株式会社	設立年月日	平成	年	月	日	みなし大企業の確認		重複申請の有無
業種							みなし大企業 である ・ でない		
事業実施主体の概要									
事業実施主体の事業内容									
過去の類似関連事業の実績、実施内容等									
事業実施主体又は事業担当者の業績等									
事業担当者名									

構成員(出資者等)							
氏名	性別	住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	事業実施主体における役職名	出資金 千円	出資等比率	備考
						%	
						%	
						%	
						%	
						%	
					千円	%	
					千円	%	
雇用に関する目標 ※構成員に3戸以上の農林漁業者 を含まない団体のみ記載		申請時 (平成 年度)	1年度目 (平成 年度)	2年度目 (平成 年度)	3年度目 (平成 年度)	4年度目 (平成 年度)	5年度目 (平成 年度)
		人	人	人	人	人	人

**太枠内は事業実施主体が農林漁業者団体である場合のみ記入する**  
 ※中小企業者が事業実施主体の場合、連携する農林漁業者団体等において構成員に3戸以上  
 雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する場合は「雇用に関する目標」を記載する  
 こと。

- 注 1 「種類」の欄には、「農業協同組合」、「森林組合」、「漁業協同組合」、「株式会社」、「合名会社」等のほか、事業協同組合等にあつては根拠法に基づく正式名称を記入し、その他農林水産物の生産、加工等を営む任意団体及び農作業の共同化等を行う任意団体にあつては「任意団体」と記入すること。
- 2 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種を記入すること。(農業、林業、漁業、製造業等)
- 3 「事業内容」の欄には、定款又は規約等で定める事業内容の全てを記載すること。
- 4 みなし大企業でない場合は「みなし大企業の確認」の欄で「でない」に○をし、みなし大企業の場合は「である」に○をすること。
- 5 本事業以外に国、その他公的支援が受けられる事業に応募の場合は「重複申請の有無」の欄で有を選択し申請中の事業名及び事業概要を記入すること。
- 6  内は事業実施主体が農林漁業者団体である場合のみ記入すること
- 7 「事業実施主体における構成員(構成員等)」の欄には、その全てを記入すること。ただし、構成員が法人の場合は、法人名及び代表者名を記入するとともに、該当する事項を記入すること(事業実施主体が事業協同組合等の場合の組合員を含む。)。また、「株式会社」等にあつては、「出資者」等を記入すること。
- 8 「事業実施主体における役職名」の欄には、農事組合法人は「理事」、株式会社は「取締役」、合名会社、合資会社等は「代表」等と記入すること。
- 9 「備考」の欄には、農業生産法人である場合に農地法第2条第3項第2号に掲げる要件のいずれかを記入すること。この場合常時従事者は「常」、農地等の使用収益権を移転・設定しているときはその旨を記入すること。
- 10 「雇用に関する目標」の欄の目標年度においては3人以上とすること。
- 11 今年度既に採択が決定及び実施している事業があれば枠を追加し事業名及び事業概要を記入すること。

(2) 連携する事業者の概要 …… 実施要領第5の2及び3に該当する場合のみ記載すること

(ア)連携事業者の概要

	連携事業者	活動拠点:住所・所在地 (都道府県市町村名)	業種	代表者名 (役職)	連携の内容・役割
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					

(イ)連携に関する規約、取決め等の有無 有 ・ 無

注1 「業種」の欄には、日本標準産業分類における業種(大分類)を記載。(農業、林業、漁業、製造業等)

2 申請者が農林漁業者の場合、販路等で連携する事業者を記載。

3 申請者が中小企業者の場合、農商工等連携事業計画で連携する農林漁業者及び販路等で連携する事業者を記載。

4 連携する者について全て記載すること、欄が足りない場合には欄を追加して記載。

## 2 事業の概要、期待される効果

事業の内容 及び実施方法	
期待される効果 (自らの経営改善 のほか、地域農 業、地域経済へ の効果等を記入)	
事業の スケジュール	

注 実施要領第5の2を選択している場合は、「事業の内容及び方法」に「**新商品**」の ①名称 ・ ②概要 ・ ③セールスポイント を必ず盛り込むこと。

3 機械・施設の設置計画 … 実施要領第9の1の(1)の③

機械	機械名	用途	処理能力	規格・形式	設置台数	総事業費 (円)	負担区分(円)			融資先		竣工予定 年月日	備考	
							国庫 補助金	自己資金		金融機関名	償還 年数			
								うち借入金	その他					
合計														
施設	施設名	種類名	構造・規格	着工予定 年月日	総事業費 (円)	負担区分(円)			融資先		竣工予定 年月日	備考		
						国庫 補助金	自己資金		金融機関名	償還 年数				
	うち借入金	その他												
合計														
機械・施設の合計														

注1 「用途」の欄には、「〇〇のカット」、「〇〇の冷蔵」、「〇〇の梱包」等当該機械が備えている機能を記入すること。

2 「融資先」には「借入金」がある場合記入すること。

3 「施設名」には、「〇〇食品加工施設」、「〇〇育苗施設」等を、「種類名」の欄には、「建物」、「電気設備」、「空調設備」等を記入すること。

4 「機械・施設の合計」には機械、施設の「総事業費」、「負担区分」の合計を記入すること。

5 複数の機械・施設を導入する場合は、欄を追加し記入すること。

4 機械・施設の利用・計画 …… 実施要領第9の1の(1)の④

機械・施設名	対象農林水産物 連携農林水産物名	利用期間	利用日数	月別利用計画												年間処理・生産量	備考	
		目標	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
			日														t	
			日														t	
			日														t	
			日														t	
			日														t	
			日														t	
			日														t	
			日														t	

注1 複数の機械・施設を導入する場合は、機械・施設ごとに記入すること。

2 複数の農林水産物について利用する場合は、農林水産物ごとに記入すること。

3 「利用期間」については、「通年」、「〇月～〇月」等分かるように記入すること。

4 「月別利用計画」については、原則として、事業対象の農林水産物処理日数を記入すること。

5 組織の収支計画 …… 実施要領第9の1の(1)の⑤

(1) 農林漁業者団体

経営全体の収支計画

		1年度目( 年 月期)	2年度目( 年 月期)	3年度目( 年 月期)	4年度目( 年 月期)	5年度目( 年 月期)
①農業収入						
品目	項目					
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
	経営規模	a	a	a	a	a
	生産量	t	t	t	t	t
	売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②農業経営費		千円	千円	千円	千円	千円
原材料費		千円	千円	千円	千円	千円
施設・機械費		千円	千円	千円	千円	千円
	うち減価償却費	千円	千円	千円	千円	千円
出荷販売経費		千円	千円	千円	千円	千円
雇用労賃		千円	千円	千円	千円	千円
支払利息		千円	千円	千円	千円	千円
支払地代・賃借料		千円	千円	千円	千円	千円
その他( )		千円	千円	千円	千円	千円
農業所得(①-②)		千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載してよい。

2 この様式に準ずる既存の書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

3 総合化事業計画等との整合性をとること。

(2) 中小企業者

経営全体の収支計画

	1年度目( 年 月期)	2年度目( 年 月期)	3年度目( 年 月期)	4年度目( 年 月期)	5年度目( 年 月期)
①売上高	千円	千円	千円	千円	千円
②売上原価	千円	千円	千円	千円	千円
③売上総利益(①-②)	千円	千円	千円	千円	千円
④販売費及び一般管理費	千円	千円	千円	千円	千円
⑤営業利益(③-④)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 様式については記載項目の追加等、適宜変更して記載してよい。

2 この様式に準ずる既存収支(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

3 総合化事業計画等との整合性をとること。

6 直近3年の経営状況 …… 実施要領第9の1の(1)の⑨

項目	第 期 平成 年 月 日～ 平成 月 日	第 期 平成 年 月 日～ 平成 月 日	第 期 平成 年 月 日～ 平成 月 日	備考
経常利益	千円	千円	千円	
純資産額 (資産と負債の差額)	千円	千円	千円	

※損益計算書により確認  
 経常利益＝営業利益＋営業外収益－営業外費用

※貸借対照表により確認

7 商品等の販路や需要等の計画 …… 実施要領第9の1の(1)の⑥

(単位:t又は千円)

農林水産物等名 ・新商品名	販売先名	1年度目 ( 年 月期)	2年度目 ( 年 月期)	3年度目 ( 年 月期)	4年度目 ( 年 月期)	5年度目 ( 年 月期)	販売単価	販売開始時期
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	
							〇/〇	

注 総合化事業計画等との整合性をとること。

8 機械・施設の規模決定根拠 …… 実施要領第9の1の(1)の③

①	機械・施設名		使用する農産物名			製品名		使用工程		
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
	処理量[t]							0.0		
								0.0		
								0.0		
	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
	処理量[t]							0.0	0.0	
								0.0	0.0	
								0.0	0.0	
	選 定 根 拠									
	②	機械・施設名		使用する農産物名			製品名		使用工程	
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計		
処理量[t]								0.0		
								0.0		
								0.0		
月		10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計	
処理量[t]								0.0	0.0	
								0.0	0.0	
								0.0	0.0	
選 定 根 拠										

注 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

9 本事業で扱う農林水産物の自社生産割合 ……実施要領第9の1の(2)

注 実施要領第5の1 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組を選択した者のみ記載

総合化事業で用いる農林水産物		1年度目 ( 年 月期)	2年度目 ( 年 月期)	3年度目 ( 年 月期)	4年度目 ( 年 月期)	5年度目 ( 年 月期)
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%
	全数量①	t	t	t	t	t
	自社生産量②	t	t	t	t	t
	割合=②÷①	%	%	%	%	%

注 1 加工品の場合には、その加工品の原料となる農林水産物の数量を記入すること。

2 複数の農林水産物の場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。

3 「割合」における目標年度の欄は50%以上であること。

4 基本的には数量(t)を用いて算出することとするが、必要に応じて金額(千円)を用いて算出しても良いこととする。

10 本事業で扱う連携する農林水産物の割合 …実施要領第9の1の(3)

注 実施要領第5の2 農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組を選択した者のみ記載

(1) 新商品等製造計画

(単位:t、千円)

新商品名						
区分	事業実施前 ( 年 月期)	1年度目 ( 年 月期)	2年度目 ( 年 月期)	3年度目 ( 年 月期)	4年度目 ( 年 月期)	5年度目 ( 年 月期)
製造量						
出荷額						

注 1 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

(2) 連携農林水産物調達計画

連携する農林水産物名	連携事業者	連携農林水産物の取扱計画					
		事業実施前 ( 年 月期)	1年度目 ( 年 月期)	2年度目 ( 年 月期)	3年度目 ( 年 月期)	4年度目 ( 年 月期)	5年度目 ( 年 月期)
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③=①+②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%
	小計①						
	連携事業外②						
	合計③=①+②						
	連携比率①÷③	%	%	%	%	%	%

注1 複数の農林水産物について連携する場合には、農林水産物ごとに新たに欄を付け加えること。

2 同一農林水産物で複数の連携事業者がいる場合は、連携事業者ごとに記入すること。

3 「連携事業者」欄の「事業者以外」は、連携する事業者以外からの調達数量の合計を記入すること。

4 「事業実施前」欄には、事業実施初年度の前年度の実績を記入すること。

5 「連携比率」における目標年度とする欄は50%以上であること。

## 11 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用 語	説 明

## 12 事業の効果

(1) バリューシステムに係る取組(実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等)

\* 別葉可

(2) イノベーションに係る取組(販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組)

\* 別葉可

(3) 日本経済全体の底上げに資する取組(競合商品・競合先がなく、新しいマーケットを対象とした取組等)

\* 別葉可

### 13 行政施策等との関連性

該当する項目にチェックを入れること。

(1) 事業主体の所在する市町村で、地産地消促進計画を策定している。

該当する  該当しない

(2) 事業主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。

該当する  該当しない

(3) 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている(又は取り入れる見込がある)。

該当する  該当しない

(4) 地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であるか

該当する  該当しない

注 「該当する」をチェックした場合には、それを確認出来る資料又は参考となる資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年度6次産業化整備支援事業自己点検報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第8及び6次産業化整備支援事業実施要領(平成25年6月3日付け25食産第594号農林水産省食料産業局長通知)第11の2の規定に基づき、成果目標等について自己点検を行ったので下記のとおり報告する。

記

事業名 :

1 農林漁業経営の状況

(1) 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

年 後 年 期	項目	金額	単位:(円)
	①売上高		
	②売上原価		
	③売上総利益(①-②)		
	④販売費及び一般管理費		
	⑤営業利益		

(2) 事業者全体での売上・経営状況

単位:(円)

項目	金額
①売上高	
②当該事業の売上高比率 (①①÷②①の直近期末)	
③売上原価	
④売上総利益(①-③)	

⑤販売費及び一般管理費	
⑥営業利益(④－⑤)	
⑦営業外収益	
⑧営業外費用	
⑨経常利益(⑥＋⑦－⑧)	
⑩人件費	
⑪設備投資額	
⑫減価償却費	
⑬付加価値額 (⑥＋⑩＋⑫)	
⑭従業員数	
⑮一人あたりの 付加価値額(⑬÷⑭)	

→ [売上高の増加率] \_\_\_\_\_ %      (= ((1)①÷申請時の現状売上高 \_\_\_\_\_ 円 )×100)

→ [所得の増加率] \_\_\_\_\_ %      (= (2)⑨÷申請時の現状所得 \_\_\_\_\_ 円 )×100)  
(経常利益)

※ 当該年度末現在(平成〇年3月末)における認定事業者の直近の決算期での状況を記載する。提出時に決算期を迎えていない場合(例. 決算期が8月)は、(0年後:平成24年8月期)と記載して、表は空欄でよい。

2 総合化事業の実施内容(実施者: \_\_\_\_\_ )

(1) 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

新商品名	実施内容と今後の課題	活用制度

(2) 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

(3) (1)又は(2)の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

3 総合化事業の用に供する施設の整備の内容

農林水産物	実施内容と今後の課題	活用制度

※ 申請書に記載した計画のうち、当該年度(4月～翌年3月)に実施した取組について具体的に記載すること。

※ 共同申請者、促進事業者がいる場合は欄を繰り返し設けて記載すること。

※ 活用制度欄は六次産業化・地産地消法に基づく支援措置や補助事業の活用状況を記載する。

【法の特例措置の活用】

①農業改良資金融通法等(農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法)、  
②農地法、③酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、④都市計画法、⑤食品流通構造改善促進法、⑥野菜生産出荷安定法

【融通制度の活用】

スーパーS資金

【補助事業の活用】

活用した補助事業名を記載する。

4 多様な事業者との連携の取組内容

連携の取組内容	今後の課題

※ 当該年度(4月～翌年3月)に実施した連携の取組(各事業者が果たした役割、連携の効果等)について具体的に記載すること。

5 雇用の状況 …… 構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない場合のみ記載する。

	年度目 (平成 年度)
計画	人
実績	人

6 添付書類: 直近の決算報告書を添付する。

番 号  
年 月 日

(事業承認者) 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

平成〇〇年度6次産業化整備支援事業自己点検報告書の提出について

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成24年4月20日付け23食産第4049号農林水産事務次官依命通知)第8及び6次産業化整備支援事業実施要領(平成25年6月3日付け25食産第594号農林水産省食料産業局長通知)第11の2の規定に基づき、成果目標等について自己点検を行ったので下記のとおり報告する。

記

事業実施主体の名称	代表者名	TEL
		FAX
主たる事務所の住所		

1 計画、実績の概要

(1) 事業内容

	事業実施者	事業内容	機械・施設等名	規模・能力等	事業費(千円)
計画					
実績					

(2) 売上・経営計画の目標

① 食品産業事業者

ア 農商工等連携事業に係る売上高

年後	年	期	単位:(円)
項目			金額
①売上高			
②売上原価			
③売上総利益(①-②)			
④販売費及び一般管理費			
⑤営業利益			

イ 事業者全体での売上・経営状況

単位:(円)

項目	金額
①売上高	
②当該事業の売上高比率 (ア①÷イ①の直近期末)	
③売上原価	
④売上総利益(①-③)	
⑤販売費及び一般管理費	
⑥営業利益(④-⑤)	
⑦営業外収益	
⑧営業外費用	
⑨経常利益(⑥+⑦-⑧)	
⑩人件費	
⑪設備投資額	
⑫減価償却費	
⑬付加価値額 (⑥+⑩+⑫)	
⑭従業員数	
⑮一人あたりの 付加価値額(⑬÷⑭)	

→[付加価値額の増加率] \_\_\_\_\_ % (= (イ⑮ ÷ 申請時の付加価値額) × 100)

→[総売上高の増加率] \_\_\_\_\_ % (= (イ① ÷ 申請時の売上高) × 100)

→[総売上高における農商工等連携事業の割合] \_\_\_\_\_ % (= イ②参照)

② 農林漁業者団体等

ア 農商工等連携事業に係る売上高

年後 年 期	単位:(円)	
項目	金額	
①売上高		
②売上原価		
③売上総利益(①-②)		
④販売費及び一般管理費		
⑤営業利益		

イ 事業者全体での売上・経営状況

単位:(円)

項目	金額	
①売上高		
②当該事業の売上高比率 (ア①÷イ①の直近期末)		
③売上原価		
④売上総利益(①-③)		
⑤販売費及び一般管理費		
⑥営業利益(④-⑤)		
⑦営業外収益		
⑧営業外費用		
⑨経常利益(⑥+⑦-⑧)		
⑩人件費		
⑪設備投資額		
⑫減価償却費		
⑬付加価値額 (⑥+⑩+⑫)		
⑭従業員数		
⑮一人あたりの 付加価値額(⑬÷⑭)		

→[付加価値額の増加率] \_\_\_\_\_ % (=(イ⑮÷申請時の付加価値額)×100)

→[総売上高における農商工等連携事業の割合] \_\_\_\_\_ % (=イ②参照)

<各種指標の算出式>

「経常利益」=営業利益+営業外収益-営業外費用(支払利息、新株発行費等)

「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費

「一人当たりの付加価値額」=付加価値額÷従業員数

「営業利益」=売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費

2 新商品等製造計画 (単位:t、千円)

新商品名:		
区分	計画	実績
製造量		
出荷額		

### 3 計画と実績が異なる場合の理由等

--

### 4 多様な事業者との連携の取組内容

連携の取組内容	今後の課題

※ 当該年度(4月～翌年3月)に実施した連携の取組(各事業者が果たした役割、連携の効果等)について具体的に記載すること。

4 添付書類: 直近の決算報告書を添付する。

6次産業化整備支援事業点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

事業実施主体の名称	代表者名	TEL
		FAX
主たる事務所の住所		

1 取組状況に対する所見

--

2 雇用状況についての所見 ※ 事業実施主体において構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体である場合のみ記載すること。

--

## 6次産業化整備支援事業点検評価書(平成 年度分)

地方農政局等名

事業実施主体の名称	代表者名	TEL
		FAX
主たる事務所の住所		

1 計画、実績の概要に対する所見

--

2 新商品等製造計画に対する所見

--